

株式会社 まご心
あっとほーむケアまごの手
(契約書別紙 兼 重要事項説明書)

1 あつとほ一むケアまごの手の概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	あつとほ一むケアまごの手
所在地	青森県青森市大字油川字柳川 54-8
電話・FAX番号	電話 017-763-2320 FAX 017-763-2321
代表取締役	大山 由紀子
介護保険事業所番号	訪問介護 (0270104748)
サービスを提供できる地域	青森市全域

(2) 当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者	介護福祉士	1名		有1名	1名	介護従業者及び業務の管理
サービス提供責任者	介護福祉士	3名	0名	有1名 無2名	3名	利用調整・技術指導 入浴・排せつ・食事等の生活全般にわたる援助
介護従事者	介護福祉士	5名	4名	無9名	9名	入浴・排せつ・食事等の生活全般にわたる援助
	初任者研修	0名	4名	無4名	4名	
	合計	8名	8名		16名	

(3) サービスの提供時間 (状況により随時対応)

	通常時間帯 8:00~18:00	早朝 6:00~8:00	夜間 18:00~22:00	深夜 22:00~6:00
平日	○	○	○	×
土・祝日	○	○	○	×
休業日	年中無休			

2 運営の方針

- (1) 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止を目標とし、計画的に行うものとする。
- (2) 自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- (4) 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧の行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

3 サービスの内容

(1) 身体介護

- ・食事介助・・・食事の介助を行います。
- ・入浴介助・・・入浴の介助または、入浴の困難な方は体を拭く（清拭）をします。
- ・排せつ介助・・・排泄の介助、オムツ交換を行います。
- ・体位変換・・・体位の変換を行います。
- ・更衣介助・・・更衣の介助を行います。
- ・移動・移乗介助、外出介助・・・買物、通院等の外出の介助を行います。
- ・その他・・・必要な身体介助を行います。

(1) 生活援助

- ・買物・・・ご契約者の日常生活に必要となる物品の買物を行います。
(預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)
- ・調理・・・ご契約者の食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行いません。)
- ・掃除・・・ご契約者の居室の掃除を行います。
(ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)
- ・洗濯・・・ご契約者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族分の洗濯は行いません。)
- ・その他・・・必要な家事援助を行います。

(2) 通院等乗降介助

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

【利用料】

		1回あたりの 介護報酬	介護保険適用 時の1回あた りの 自己負担額 (1割)	介護保険適 用時の1回 あたりの 自己負担額 (2割)	介護保険適用 時の1回あた りの 自己負担額 (3割)
身体介護	20分未満	1,960円	196円	392円	588円
	20分以上～30分未満	2,930円	293円	586円	879円
	30分以上～1時間未満	4,640円	464円	928円	1,392円
	1時間以上～1時間30分未満	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	以降30分毎に	820円	82円	164円	246円
生活援助	20分以上～45分未満	2,150円	215円	430円	645円
	45分以上	2,640円	264円	528円	792円
生活援助サービス (身体介護に引き 続き行う場合)	20分から起算して25分毎 に加算、70分以上を限度	650円	65円	130円	195円
通院等乗降介助		1,160円	116円	232円	348円

その他加算料

初回加算	1月につき	2,000円	200円	400円	600円
緊急時加算	1回につき	1,000円	100円	200円	300円
生活機能向上 連携加算	1月につき	1,000円	100円	200円	300円

介護職員等処遇改善加算 I 24.5%は基本料金および各加算の合計に乗じた額となります。

※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様のケアプランに定められた時間を基準とします。

※やむを得ない場合で、かつ、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※早朝（午前6時～午前8時）の場合は基本料金の25%増
夜間（午後6時～午後10時）の場合は基本料金の25%増

(2) 交通費

ヘルパーが移動する際の交通費は無料です。

(3) その他

ア お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担となります。

イ 料金の支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、20日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、銀行・郵便振込、現金集金の2通りの中から自由によります。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員（ケアマネジャー）とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ア お客様のご都合でサービスを終了する場合1週間前までにお申し出ください。
- イ 事業所の都合でサービスを終了する場合、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1か月前までに文書で通知します。
- ウ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・お客様が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（支援）と認定された場合
 - ・お客様が亡くなられた場合
- エ その他
 - ・お客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

(3) サービス利用のために

事 項	備 考
ホームヘルパーの変更	変更を希望される方はお申し出ください。
従業員への研修の実施	採用時研修を行うと共に、年2回職員研修を実施し介護技術の向上に努めます。
サービスマニュアル	サービスマニュアルに添った適切なサービスを提供します
その他	

6 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者 林 朝美

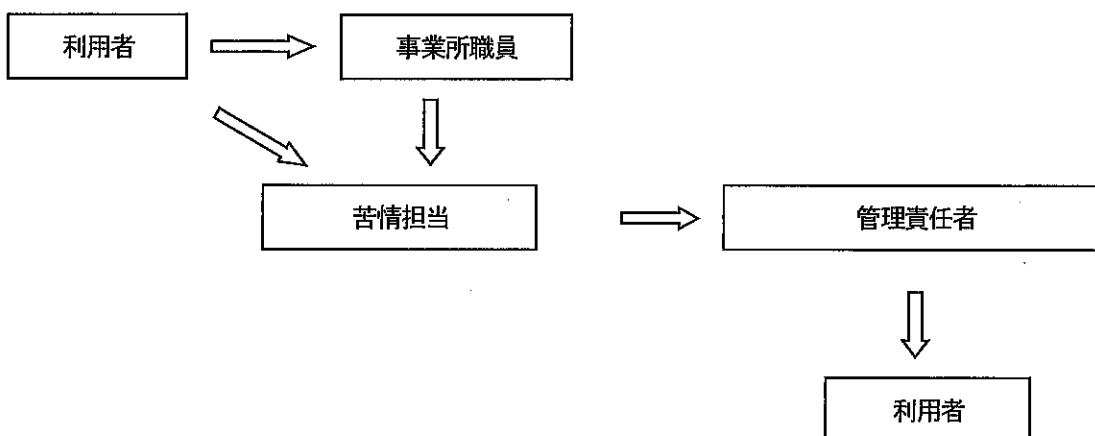
電 話 017-763-2320 FAX 017-763-2321

受付日 年中

受付時間 午前8時～午後5時

(2) 苦情処理体制

苦情処理フロー



(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情

を伝えることができます。

ア 青森市介護保険課

017-734-5257

イ 青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会）

017-723-1336

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（当事業所は東京海上日動火災保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。）

9 虐待防止の取り組みについて

事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとします。）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に十分に周知します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) (3)に掲げる措置を適切に実施するための責任者を選定します。

・虐待防止に関する責任者：代表取締役 大山 由紀子

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通報するものとする。

10 秘密の保持について

- (1) 従業員及び従業員であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとしてします。
- (2) 事業所は、従業員及び従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。
- (3) 事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用います。

11 個人情報の取扱について

法人が保有する利用者等の個人情報に関し、適性かつ適切な取扱に努力するとともに、広く社会から信頼を得るために自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令、その他関連法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し個人情報の保護を図ります。

- ・個人情報相談窓口 あつとほ一むケアまごの手 事務所 017-763-2320
- ・個人情報統括責任者 林 朝美

サービスの提供に先立って、上記のとおり説明いたします。

令和 年 月 日

事業所

所在地 青森市大字油川字柳川 54 番 8
名称 あつとほ一むケアまごの手
管理者 田村 淳子

説明者氏名

印

上記の内容について説明を受け、同意いたします。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意いたします。

上記契約の証として、本契約書を 2 通作成し、利用者及び事業者記名押印のうえ、それぞれ 1 通ずつを保有します。

利用者 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印

個人情報利用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します

記

1 使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- (2) 上記(1)の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときに、医師・看護師等に説明する場合

2 個人情報を提供する事業所

- (1) 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- (2) 病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）

3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する

令和 年 月 日

あっとほーむケアまごの手 殿

住所

氏名

印

(家族) 住所

氏名

印
